

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィ等を見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
  - ・ 同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
  - ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
  - ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う
- などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・ 被措置児童等を見下したり、拒否的な態度を示すなど
- ・ 被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・ 被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・ 他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・ 適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔